

平成25年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）
平成25年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について次のとおり諮問する。

2012年（平成24年）5月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

- 1 諮問の相手方
藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長
- 2 諮問内容
別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第5条の規定に基づき、諮問する必要による。

参考

藤沢市教科用図書採択審議委員会規則 抜粋
(会議)

第5条 委員会は、教育委員会の諮問に基づき、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2012年（平成24年） 月 日

藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長 様

藤沢市教育委員会

委員長 赤 見 恵 司

平成25年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）

藤沢市教育委員会は2012年（平成24年）5月24日の教育委員会会議において「平成25年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては、国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。

そこで、貴審議委員会においては、「平成25年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「平成25年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行い、その内容を答申して下さるよう、ここに諮問します。